

令和元年

三重県議会定例会会議録

(9 月 24 日)
(第 10 号)

第10号
9月24日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 10 号

○令和元年9月24日（火曜日）

議事日程（第10号）

令和元年9月24日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第24号から議案第41号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
〔質疑、委員会付託〕
- 第 2 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第24号から議案第41号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
- 日程第2 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子

8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介

36	番	村	林	聡
37	番	今	井	智 広
38	番	北	川	裕 之
39	番	日	沖	正 信
40	番	舟	橋	裕 幸
41	番	三	谷	哲 央
43	番	中	村	進 一
44	番	津	田	健 児
45	番	中	嶋	年 規
46	番	青	木	謙 順
47	番	中	森	博 文
48	番	前	野	和 美
49	番	館		直 人
50	番	山	本	教 和
51	番	西	場	信 行
52	番	中	川	正 美
(42	番	欠		番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		湯	浅	真 子
書 記 (事務局次長)		畑	中	一 宝
書 記 (議事課長)		西	塔	裕 行
書 記 (企画法務課長)		枡	屋	武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		平	井	靖 士
書 記 (議事課班長)		中	西	健 司
書 記 (議事課主任)		中	西	孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
総 務 部 長	紀 平 勉
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
県土整備部長	渡 辺 克 己
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第26号及び議案第31号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、さきに提出されました議案第30号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により、教育委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、9月18日までに受理いたしました請願5件は、お手元に配付の文書表のとおり、教育警察常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で報告を終わります。

人委第 67 号

令和元年9月20日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和元年9月18日付け三議第109号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第26号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案
議案第31号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

別 紙 1

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案に
対する人事委員会の意見

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案は、地方公務員法等の一部改正に鑑み、語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の全部を改正するものであり、適当と認めます。

別 紙 2

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものであり、適当と認めます。

教委第20-197号

令和元年9月19日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく
条例案に対する意見について

令和元年9月18日付三議第110号により照会のありました下記の条例案につ

いては、適当と認めます。

記

議案第30号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

請 願 文 書 表

(新 規 分)

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 2	<p>(件 名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(要 旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。 しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられる。 文科省がおこなった「学校における教育の情報</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>元年・9月</p>

	<p>化の実態等に関する調査（2018）」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数で、1.8～7.5/台、普通教室の無線LAN整備率で、13.3～73.6%、三重県内においては、それぞれ2.0～12.7/台、0～100%と依然としてかなりの格差がある。学習指導要領改訂により、来年度から「プログラミング教育」、小学校中学年から「外国語教育」が実施されるにあたり、教育用コンピュータ機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきである。</p> <p>ICT環境整備に関わらず、これまでの教育環境整備に係る様々な整備計画の進捗とその結果を見るにあたり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 3</p>	<p>(件名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考える。学級編制について国際的に比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人（2018年経済協力開発機構</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川口 円 中瀬 信之 中瀬 初美 小島 智子 山本 里香</p>	<p>元年・9月</p>

	<p>(OECD)公表値)、OECD加盟国1クラス当たりの児童生徒数は小学校21人、中学校23人と大きく上回っている。三重県でも、小学校25.1人、中学校30.2人(平成30年度学校基本調査、単式学級)と、やはりOECD加盟国平均を大きく上回っている。</p> <p>教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものである。</p> <p>一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約2.9%で、OECD加盟国平均(4.0%)に未だに及んでいない。教育基本法により定められている「第3期教育振興基本計画(2018)」のなかで政府は、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」としている。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>	<p>稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	
<p>請 4</p>	<p>(件 名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要 旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っている。厚労省の「国民生活基礎調査(2016)」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 中瀬古 初 美 小 島 智 子</p>	<p>元年・9月</p>

	<p>世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていく必要がある。</p> <p>日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っている。（OECD「図表でみる教育2018」）。</p> <p>すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要である。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなど制度改正がおこなわれるが、県教委が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、“標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めている。また、</p> <p>貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>	<p>山本里香 稲森稔尚 藤田宜三</p>	
<p>請 5</p>	<p>(件名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p>	<p>元年・9月</p>

	<p>(理 由)</p> <p>「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013）」にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されている。東日本大震災（2011年）、西日本豪雨（2018年）等これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想される。</p> <p>また、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けているが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ19.2～63.6%（三重県31.8%）、自家発電設備等10.9～100%（同79.5%）、貯水槽・プールの浄水装置等36.3～100%（同72.2%）（避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（2018））など、まだまだ都道府県によってばらつきがあり、三重県においては、十分であるとは言えない。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟（令和2年度国への提言・提案）で未完である。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 中 瀬 信 之 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	
<p>請 6</p>	<p>(件 名)</p> <p>2020年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>小学校1年生、2年生において、30人学級で25人以上という条件、中学校1年生において、35人学級で25人以上という条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校で30人学級を計画的に実施する努力をすること。</p> <p>少なくとも、小学校1年生での25人下限条件を早急になくすこと。</p>	<p>四日市市笹川1丁目 52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほか4, 246名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	<p>元年・9月</p>

教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育の推進をはかること。

(理 由)

子どもたち一人ひとりに対するきめ細やかな指導によって、「どの子にも豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには、少人数学級の実施が最も有効な施策である。

三重県においては、平成15年度から小学校1年生、16年度は小学校2年生までの「30人学級」が、さらに17年度は中学校1年生での「35人学級」が実現している。しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりには全くみられない。

また、現在実施されている少人数学級編成には、1学級の定数を25人以上とする条件が設けられているため、毎年、30人以下にならない学級が残されており、その多くは不平等が固定化されてしまう小規模校である。県の施策によってこうした状況が17年間改善されることなく、今日に至っている。

平成23年度、国が小学校1年生の学級編成基準を35人に改善したことによって18人の学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じている。早急にこのような不平等をなくす取り組みを進めていただきたい。

四日市市では、平成25年度から小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、よりいっそうきめ細かな指導ができると、保護者や教職員に喜ばれている。三重県としても、少なくとも小学校1年生では、30人を超える学級を早急になくしていただきたい。

一方、下限条件の影響を受けず、低学年で30人以下だった学級では、3年生になると40人学級に戻ってしまうため、子どもが落ち着かない、一人ひとりに目がゆきとどかない等、深刻な問題がある。全学年での30人学級の早期実現に向けて努力をしていただきたい。

また、「みえ少人数教育」の実施が、正規教員を増やさずに、多くの臨時教員によって進められているという実態も大きな問題である。教育予算を増やし、正規教員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育を進めていただきたい。

質

疑

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第24号から議案第41号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。27番 藤田宜三議員。

〔27番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○27番（藤田宜三） おはようございます。

議案質疑ということをごさいますて、時間が短いので、早速質疑に入らせていただきたい、こんなふうに思います。

議案第24号令和元年度三重県一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます、こんなふうに思います。

豚コレラについての質問と、こういうことになろうかと思えます。

昨年9月に岐阜県で豚コレラが発生をいたしました。1年が過ぎようとしておりますけれども、この間に野生イノシシに豚コレラウイルスが感染をして、それを媒介にして広がっていているということをごさいますて、岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、福井県、埼玉県、そして我が三重県でも発症をしたということをごさいます。

7月25日にいなべ市で発生をして、非常にかわいそうをごさいますたけれども、かなりの数、4000頭を超える数の豚を殺処分した、いわゆる防疫措置をしていただいたということをごさいます。大変な作業をごさいますて、これにかかわっていただいた県の職員も含めて、関係の皆さん方に本当に私、個人的にも大変だったろうなという思いをさせていだいて、感謝を申し上げたいなと、こんなふうに思っております。

今回の豚コレラですけれども、弱毒性だということをごさいます。体内に入って体をむしばんで死ぬまでの間の期間が長いということですので、逆に言えば、汚染をした豚あるいはイノシシがほかにくつず期間が非常に長いという特性がどうもあるやに聞いておりまして、この広がりというのは非常に加速をされておりまして、先ほど申し上げた県に対しても本当に多く広がっておりますし、我が三重県でも確実に広がってきておるという現状かなと

思っております。

こういう状況の中で、1カ所初発症いたしましたけれども、ほかの養豚農家の皆さん方は大変恐れておりますし、恐怖感を持っておりますし、何とかしてほしいと思っていただいております。それに対して、私の父親も養豚をやっていたので、昔は豚コレラのワクチンを打っておりました。それを何とか再開してくれという要望が出ておりますし、現に請願という形で私どものほうへも提案をしていただきました。

それで、各党派で相談させていただいた、それはそうだとということで、何とかしようという話にはなっておったんですけれども、20日に農林水産省も腰を上げていただいて、同時に県知事、8県の知事が要請に行っていたということもありまして、農林水産省も腰を上げていただいたということでございます。

ただ、その方針は決まったけれども、それを実行するに当たって時間がちよっとかかる。同時に、その全てを国の責任でやるということがどうも明確になっていないというところでございます。その発表があった9月22日にも岐阜県恵那市でまた発生をしておるということでございますので、ここは約8000頭と聞いていますが殺処分されると、こういう事態になってきております。

こういう状況の中で、8県の知事がおっしゃっておるように、やっぱりこれは国家の危機やと。ぜひとも国として豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針、これに基づいて緊急ワクチンの接種をすべきだという要望をいただきました。私もまさにこのことは国の責任で早急に対処をしていただきたいと思う1人でございます。

豚コレラが発生すると、生産農家、肥育農家というのは、壊滅的な被害を受けるわけです。本当に再起不能になる農家も出ないとも限らない、本当に厳しい状況だと思っております。

これに対して、国はワクチンを打つという方向で検討を始めたということなんですが、もう一方、野生イノシシが汚染をし、それを広げていく。先ほ

ど申し上げたように、体内にウイルスが入ったイノシシが走り回るわけですね。その期間が長いものですから、本当にこの対策というのは大変重要だと思っております。

そんな中で、今回補正予算で対策を講じていただいたということについては、本当にタイムリーな施策かなと思っております。特に財政調整基金という約6億9000万円の県費をかけてやるんだという知事の一つの方向性というのは本当にタイムリーかなと私も思っております。何としてもやっぱり感染拡大というのは阻止をしていかないとだめだろうと思っております。

そんな中で、先ほど申し上げたように、農林水産省に対してのその大きな流れもありますので、その辺のところは国に対しても再度お願いをしたいなと思っております。

具体的に今回の補正予算を見せていただきました。感染防止対策として約10億7000万円余の補正予算を組んでいただいております。内容的には、見せてもらいますと、発生した農家の肥育豚の殺処分と、それに伴うその施設の消毒を行うという予算、それから、野生イノシシのウイルス感染を防止する対策として、経口ワクチンを散布して、要は豚コレラウイルスにかかるイノシシを減らしていくという一つの方向性と、もう一つは、生息数そのものを減少させていく、こういう二つの方法があろうかと思っております。その中で、調査捕獲という形でその二つを具体的に進めていくということだと思っております。

もう一つは、感染をしたイノシシがいわゆる肥育施設に入らないようにということで、入らないような対策をするということでございます。

この感染を防止する経口ワクチンの投与ということについては、三重県の関係部局が中心になって、関係団体と一緒に三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会というのを立ち上げていただいて、この組織が中心になってやっていただいております。このことは国の予算が中心になってやっていただいておりますけれども、今回の補正予算とは非常に密接な関係があると思っておりますので、ちょっとその辺のところを含めてお伺いをしたいと思います。

1点目は、その経ロワクチンに対しての投与を実施している場所、そして、その経ロワクチンの対策というのはいつから始められたのか。そして、その実態把握のための調査捕獲の想定頭数はどれぐらいに設定して予算化をされたのかということをお聞きしたいと思います。

○**農林水産部長（前田茂樹）** 野生イノシシの経ロワクチンでございますけれども、これにつきましては、養豚農場での豚コレラが発生する以前の段階としては、全国で初めて本県で散布を開始いたしまして、現在、桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市の北勢地域の6市町で散布を実施しております。

1回目の散布につきましては、いなべ市のほうで、計画を前倒ししまして7月5日から実施をし、7月16日からは、桑名市、菰野町も含めて本格実施をいたしました。

2回目の散布につきましては、散布地域を四日市市、鈴鹿市、亀山市にまで拡大をいたしまして、8月21日から実施をしております。

これらの散布エリアでは、市町をはじめ、各市町で被害防止の捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲でございますけれども、これを行っていただいています猟友会等の協力も得まして、野生イノシシの豚コレラ感染の有無でありますとか、経ロワクチンの効果を確認する検査を行うための調査捕獲を進めておるところでございます。

本年度末までの調査捕獲の目標頭数でございますけれども、これにつきましては、6市町におけます昨年8月以降の狩猟を含む捕獲頭数の実績も考慮いたしまして、昨年度は丸2000頭を設定しているところでございます。引き続き経ロワクチンの効果的な散布を進めますとともに、野生イノシシの捕獲圧を高めていくことで、生息数の減少と感染拡大の防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○**27番（藤田宜三）** 2000頭を目標にやっただくということでございます。

できるだけ多くの個体を調べていただきたいなと思います。

次に、その捕獲検査をする上で、具体的にどんなふうにやっていただいているのか。捕獲されたイノシシの処理の方法。現在どれぐらいの頭数が調査、そして検査が行われているのか。それから、いわゆる豚コレラウイルスに汚染した頭数がどれぐらいであるのか。そして同時に、経口ワクチンによって抗体を持っていた、要は経口ワクチンの効果を示すような頭数はどれぐらいになるか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） まず、野生イノシシの捕獲体制でございますけれども、今回の経口ワクチンの散布あるいは散布後の調査捕獲につきましては、県、それから北勢地域の6市町、猟友会各支部などで構成します三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会を設置しまして、関係者の連携を密にし、実施をしておるところでございます。この調査捕獲につきましては、各市町の被害防止の捕獲許可に基づいて実施をしております、捕獲に当たっては防護服の着用、あるいは作業場所の消毒といったようなものを実施した上で、血液検体の採取を行っていただいております。

次に、野生イノシシの捕獲した処理でございますけれども、捕獲後にその血液を採取しました野生イノシシにつきましては、鳥獣保護管理法等に基づきまして、市町施設での焼却でありますとか、あるいは、捕獲者等によりまず埋却により処理をされておるところです。今後も引き続き適切な処理が行われるよう、市町や関係者に対して助言、指導等を行っていきたいと考えております。

それから、調査捕獲頭数、あるいは豚コレラの感染状況ということでございますけれども、北勢地域の6市町におけます経口ワクチン散布後の調査捕獲では、本年9月20日、先週金曜日時点で336頭を捕獲しております。そのうち遺伝子検査で8頭が陽性であることを確認しております、調査捕獲実施前に判明していた4頭と合わせ、現在までに県内で12頭の陽性を確認しております。

また、経口ワクチンの接種により抗体を獲得したものと推定される頭数は

16頭ということになってございます。

以上でございます。

〔27番 藤田宜三議員登壇〕

○27番（藤田宜三） ありがとうございます。

一つは12頭が汚染をしておる、確実に広がっておるということがわかっておりますし、同時に、経口ワクチンによつての抗体が、効果が出始めているというふうに関数字を見させていただくとわかるようでございますけれども、この辺のところをぜひとも抜かりなくやっていたきたいなというふうに思いますと同時に、処理の仕方でも、埋却、要は埋めるということなんですけれども、このことが非常に猟友会の皆さん方が大変だということで、ちょっともうやめておこうかというような話も聞いておりますので、私は焼却のほうが確実だと思っている人間の1人なんですけれども、ぜひとも県としても市町に対して焼却に対する協力というものもお願いをしていただきたいと思います。

時間がありませんけれども、もう1点だけ。

〔発言する者あり〕

○27番（藤田宜三） わかりました。時間がございませんので、これぐらいにさせていただきますけれども、調査を行うに当たつての機器であったり、あるいは人的なことについては、ぜひとも抜かりなくやっただくようお願いを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） おはようございます。

自由民主党県議団、桑名市・桑名郡選出の山本佐知子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も藤田議員に続きまして、議案第24号令和元年度三重県一般会計補正予算（第3号）、豚コレラの拡大防止対策、また、養豚農家に対する経営支援

対策等について議案質疑をさせていただきます。

まず、被害に遭われました養豚農家の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、先ほど藤田議員もおっしゃっておいりましたように、県職員の皆さんをはじめ、市、自衛隊、地元の建設業協会、測量業界など、民間団体の皆さん、そして、県内外の獣医師の皆さんが、炎天下、大変過酷な防疫作業に従事をしてくださいました。私も行かれた方のお話を何人か承りましたけれども、大変な思いをしていただいたわけでございます。改めて皆様には御礼を申し上げたいと思っております。

先週20日、鈴木知事をはじめ、8県で国へワクチン接種の要望書を提出されたのと同じ日に、豚コレラに関する防疫指針を見直すという決定を農林水産省もいたしました。恐らく三重県も対象になると思いますが、接種地域、接種時期はこれから詳細が決めてまいります。また、先ほどもおっしゃいましたように、国ではなく、県がワクチン接種を行うかどうか判断する仕組みになるであろうということ、あるいは、豚の移動制限、流通制限がどうなるかということなどもまだ不確定なことが多いわけですが、20日の決定は大きな一歩であったと思います。

しかし、こうして話している間にも野生イノシシは活動して、また、県内の養豚農家への感染の可能性は依然残っております。また、ワクチンを接種した場合でも、養豚農家の経営状態が厳しいことには変わりはありません。そうした点を踏まえて、大きく2点について御質問をさせていただきます。

まず1点目は、養豚農場の防疫体制についてです。

豚コレラ陽性の野生イノシシが発見されて以来、県内の養豚農家の皆さんはでき得る限りの方策で農場を守るために努力をされてきました。ワクチン接種に向けて国は大きくかじを切りましたが、それでもなお野生イノシシの駆除、また、農場を感染源から守るために、防疫対策を万全に行うことは大変肝要なことだと考えています。

また、野生イノシシや小動物だけでなく、人や車両を媒体とした感染も言われています。今回の補正予算では、家畜衛生危機管理体制維持事業費とし

て2億8600万円余り計上されております。そして、速やかな衛生管理水準のレベルアップを図るためとありますけれども、今回検討されている防疫措置の具体的な内容をお教えください。また、何か新たな措置も施される予定なのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 養豚農場におけます防疫対策ということでお答えをさせていただきます。

豚コレラに感染しました野生イノシシが、中部地方、あるいは関東圏も含めてですが、複数の県で確認されているという中で、県としましては、これまで家畜防疫対策に係る研修会など、様々な機会を通じた豚コレラに関する情報提供でありますとか、家畜伝染病予防法に基づく2回の緊急消毒命令の発出と、県内全養豚農家への消毒用の消石灰の無料配付、また、家畜保健衛生所職員の養豚農場の巡回指導によります飼養衛生管理基準の遵守状況の確認等々を行ってまいりました。そういった農場や豚舎内へ豚コレラウイルスを侵入させない取組という形で指導を徹底してきたところでございます。

また、国の交付金等も活用しながら、養豚農場を囲う防護柵の設置を促進しまして、農場の衛生管理水準の向上を図ってきたところでございますけれども、今回の9月補正予算におきましては、養豚農家がよりきめ細やかな対策を講じることができるよう、小動物も含めた野生動物侵入防止柵などへの支援に要する経費を計上しておりまして、全国で初めて養豚農家の負担なしで設置できる新たな制度を創設したところでございます。

加えまして、現場における効果的な柵の設置など、技術的な助言も含め、丁寧かつスピード感を持って支援をすることで、農場回りの防護柵の設置を加速させ、養豚農場の速やかな衛生管理水準のレベルアップを推進していきたいと考えております。

県としましても、今後も引き続き養豚農家をはじめとする関係者の皆さんと十分に連携を図りながら、養豚農場を守る防疫対策について全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

養豚農家からは、防疫措置といっても、やるべきことはもう全部やっていると。これ以上何をどうしたらいいのかわからない、そんな声もあります。ぜひ国や、そして県からも養豚農家に対してさらなる適切な御指導、助言をお願いしたいと思っています。

農林水産省では、以前挙げていたワクチン接種のデメリットとして、ワクチン接種をすると、飼養衛生管理水準を向上させようという意欲がそがれてしまう。そしてその結果、ほかのウイルスの感染の余地が拡大するという点を以前は挙げていました。

確認ですけれども、予防ワクチンの実施いかにかわらず、養豚農場の防疫措置、また、野生イノシシ駆除は引き続き万全を期していく方針に変わりはないということによろしいでしょうか。

○農林水産部長（前田茂樹） 豚へのワクチンの部分につきましては、今後まだその方法でありますとか、散布、接種の地域等々、まだ課題が少しあるのかなと、もう少し期間もかかるのかなとっておりますし、その間の危機管理ということも非常に重要になってまいりますし、また、アフリカ豚コレラが既に韓国まで来ているというような情報もございますので、そういったものの今後の日本での発生等々も危惧されますので、衛生管理基準のさらなる徹底と、それから、野生イノシシの駆除なり調査捕獲というのは引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

先ほど野生イノシシの火葬、埋葬のお話がありました。11月1日からは通常は狩猟期間に入ります。市や町では、捕獲した野生イノシシの処分というのは、例年は予算に入っていないわけでございますけれども、火葬場を例えば動かす場合には、これから予算をどうしたらいいのか、そういうことも実際の現場では私も聞いております。ぜひ11月1日以降も、今回経口ワクチン

をまいているところは狩猟は禁じられておりますし、有害駆除という範疇で野生イノシシを引き続き駆除していくと思いますけれども、市や町とも連携をとっていただきまして、相談にも乗っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の経営支援について御質問をいたします。

三重県の養豚農家の大きな特徴は、豚の飼育だけではなくて、豚肉を加工して、そして付加価値をつけ、ブランド化に成功しているということであります。国の方針に従って、生産事業だけではなく、6次産業化に積極的に取り組み、収益の上がる経営努力を今までされてきた、そうした畜産農家が三重県には多いということだと思います。

現在国の支援は、防疫措置の対象になった豚の頭数が補償の対象になっておりますけれども、畜産農家が自分の豚の加工事業を含む6次産業での損害の補償は対象になっていません。また、流通販売についても、6次産業に取り組んでいる農家は直販も多くて、販売先も多様化しています。その中でも法人取引先がかなり仕入れを厳しくしているという声も聞いておりますけれども、豚の生産事業の部分だけでなく、こうした加工事業、また、流通販売を含めた包括的な支援が必要と考えますが、県の対応を教えてください。

○農林水産部長（前田茂樹） 養豚農家の経営支援というところでお答えをさせていただきます。

県内には、独自のブランドを確立し、自ら生産した豚肉を加工販売する6次産業化に取り組まます養豚農家も多くおみえになりまして、豚コレラの発生によって豚肉に対する消費者の不安でありますとか買い控え等が生じて経営にダメージを与えるということが懸念をされておるところでございます。

このため、県では今回9月補正予算におきまして、みえの豚肉等消費維持・拡大支援事業費を計上し、発生農家を含めた生産者間の連携補完による取引先の維持でありますとか、独自ブランド豚の流通事業者への取引拡大を進めるマッチング交流会の開催、あるいは、消費者に向けた、生産者、加工事業者、小売店等が一体となった消費喚起キャンペーンを実施することで、

ブランド力の維持に向けた支援を行うこととしております。また、養豚農家に対するブランド力の強化に向けた技術的な支援にも取り組んでいくこととしております。

さらに、8月1日に実施しました農林水産大臣への豚コレラ対策に係る緊急要請において、失われた販路やブランド力など、重要な経営資源の回復を支援するための特段の措置について要望を行っておりまして、本年11月に予定をされております国への要望活動においても、加工や販売を含めた包括的な支援策の充実についてしっかりと働きかけていきたいと思っております。

今後も三重県の養豚農業、養豚産地が存続、発展していきますよう、養豚農家に寄り添ったきめ細やかな経営支援に取り組みますとともに、三重県産の豚肉が広く消費者の皆さんに支持され、継続的に購入いただけるよう、畜産関連事業者等と連携をしまして、あらゆる機会を捉えて県産豚肉の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） どうもありがとうございました。

感染された農家だけではなくて、県内全部の養豚農家がこれからも流通関係で影響を受けるという予想もあります。ぜひ今お話しして下さった企業のマッチング等、販売支援、流通支援、これを全体のニーズのある養豚農家に広げていただきますようお願いをいたします。

これから予防的ワクチン接種の詳細が決まるということで、非常に不確かなこともたくさんあると思います。そうした中で、例えば養豚業の再開条件がこれから国の防疫指針が改定されることによって変わるのだろうかとか、そういったいろいろ今のままではわからない情報もたくさんございます。

20日のコメントでは、知事はスピード感を持ってということを何度も言及されておりました。全くそのとおりだと思いますが、それに加えて、やはり最新の情報共有を県と各養豚農家との間で、そして、近隣の県との間でも今後も密にして御対応いただければと思っております。

一刻も早く全国で豚コレラの感染が収束をすることを願ひまして、私の質疑を終了とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の四日市市選出、山本里香でございます。

今議会に提案されております議案第27号、三重県卸売市場条例の全部を改正する条例案に関して質疑を行います。

表題のとおり、一部改正ではなくて、全部改正ということです。市場のあり方を根本的に変えていく内容が提案されているのではないかと心配をしております。根拠法は卸売市場法、この改正から来ているわけなんですけれども、1918年に発生した米騒動への対応策として、食料品価格の安定化を図るためということで、中央卸売市場法ができ、そして、今日の卸売市場法とつながっております。

法は、2016年の構造改革徹底推進会合において国際競争力の強化が提言をされたことをきっかけに、3度目の改正となる法案が昨年6月に参議院で自民、公明、維新などの各党の賛成多数で可決成立。日本共産党、国民民主党、立憲民主党、希望の会などは反対をいたしました。

法は、現行83あった条文が19に削減されています。そして、三重県条例は、条文は57今あるものから16と減っています。市場関係者からは、市場制度そのものの撤廃に等しいと怒りの声も上がっているというこの改正の狙いと、そして現場での変更点、現場がどう変わるのか、そして県としての仕事はどう変わるのかについてお伺いをしたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） 今回の三重県卸売市場条例の改正につきまして御答弁させていただきます。

近年の食品等の流通は、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売や産地直売等が増加する一方で、卸売市場の近年の取扱量が減少するなど、多様化が進んでおるところでございます。

こうした状況の変化に対応していくため、卸売市場については、今後とも

食品流通の核として堅持しつつ、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進していくという観点から、卸売市場法が平成30年6月に改正をされました。

法改正に伴って、卸売市場の現場では、市場関係者の合意のもと、市場ごとの状況を踏まえたルールにより業務が行えることとなり、新規需要の開拓や、付加価値の向上につながる新たな事業活動の展開が期待をされておるところでございます。

今回の条例改正につきましては、法改正により地方卸売市場の開設が許可制から認定制へと変更され、その認定要件が新たに法で定められたことなどに伴いまして、これまで条例で定めてきた地方卸売市場の開設許可基準でありますとか、三重県卸売市場整備計画などの規定を削除する内容となっております。

また、地方卸売市場の面積要件、例えば青果物ですと330平米以上、水産物ですと200平米以上といったような面積要件に関する法の規定が廃止をされましたことから、市場の規模にかかわらず地方卸売市場の認定を受けられることとなりました。

しかしながら、一方で、県内には水産物産地市場を中心に、規模の小さな卸売市場が多数ございまして、こうした卸売市場は認定に伴う事務量の増加等から、地方卸売市場への移行が難しい状況にあるということも踏まえまして、これまで条例で県独自に定めてきております小規模卸売市場の届出制については、これを維持するというにしております。

今後は地方卸売市場につきましては、認定制への円滑な移行と改正による効果を発揮できるようサポートしますとともに、小規模の卸売市場につきましては、健全で的確な市場運営が行われるよう、これまでと同様にきめ細かな指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

〇21番（山本里香） ありがとうございました。

多様化をする今の状況の中で、創意工夫もしながら前を向いてということの狙いのお答えだったと思うんですけども、農家所得の向上や消費者にとってのメリットというのも基本的なところでやっぱり大事なんだなというふうに、ベースを考えていかなければならないこの市場だと思います。

今お話がありました整備計画があるかない、なくなるということですね、今回。それから、許可と認定は大きく違うんじゃないかというふうに思っています。現行では、県の整備計画に沿って必要とされなければ許可はされませんでしたけれども、改正後は要件を満たせば知事の認定がおりることになります。

そもそも今回の改正案では、県の整備計画そのものを削除するとなっています。これは県の卸売市場整備計画第10次ですね。（資料を示す）平成28年から、平成32年はないですけども、平成32年ということで作られております。現在第10次の整備計画、この整備計画がなくなるという、削除するということになっています。

卸売市場の適切な配置と方針を様々研究されて、データに基づいてこれは県が示しているということです。これがなくなり、今後は設置について条件を満たせば認可されていくということになるわけですが、必要であっても、県全体としてここが必要であっても開設されなかったりすることがあるんじゃないか。あるいは競合が起きたりする可能性もあるということ、こういう問題をはらんでいると思いませんか。

また、現行法では、都道府県の許認可がなければ卸売と名乗ることができない一方、認定制に移行すると、許可がなくても認定ですので、卸売と名乗ることができる。加えて、卸売業者が市場開設者になることができますが、誰がそれを監督するんですか。

先ほどサポートという言葉が使われました。これまでは指導、助言と言っていたと思うんですが、サポートという言葉が使われましたけれども、全体的に。この指導、助言、立ち入りができるのは、そのままサポートしていくといっても、整備計画をなくすというのでは、幾ら方針は持っていますと

いっても、種子法のときと同じですよ。県は手を引くということではないんですか。その方向にこれから行くということではないのか。改正後はどうやって三重県全体の卸売市場のバランスをとった活性化や取引の適正化、流通の円滑化、県民生活の安定を図っていくのか、もう少し突っ込んでお答えいただきたいと思います。

○農林水産部長（前田茂樹） 卸売市場整備計画につきましてでございますけれども、都道府県卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づきまして、都道府県内の卸売市場の適正な配置、整備及び運営の方向を各都道府県が定める計画となっております。今回の法改正では、公が指導して市場施設を整備、配置する段階は完了したとの考えのもと、国の卸売市場整備基本方針及び、これを踏まえた都道府県卸売市場整備計画に関する規定が廃止されましたことから、条例の三重県卸売市場整備計画に関する規定も削除をすることとしております。

県卸売市場整備計画に関する規定については削除をいたしますが、県内卸売市場に対しては引き続き必要な指導、助言を行いますとともに、県内の主要な地方卸売市場の関係者、開設者の方、あるいは卸売業者、仲卸業者等の皆様を構成員とします協議会を新たに設置いたしまして、定期的な市場関係者の意見交換会等を進めることによりまして、市場取引の適正化と流通の円滑化を図ってまいります。

以上でございます。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 思いとしては、やはり関与して行って指導も助言もしていくという答えだったと思うんですが、条例の中に決められた県のこの計画があるかないかとは、やっぱり違うと思うんですね。法が改正されて、そうしてつくらなくていいということになったけど、つくってはいけないということではないんだと思うので、このところはやっぱり県としてのかかわりを持っていく、かかわりは持つんだけど、でも、今のお答えの冒頭のところで、公の役目が完了したという考え方のもとにこれがおりにきている

ということは大変不安でございます。

具体的なことは今なかったですけれども、いろいろな規制の中で、第三者販売の原則禁止ということについては問題となっておりますので、一律禁止とはせずに、先ほども言われたそれぞれで話し合いをして合意をした中で持っていくということなんです、卸売市場ごとに定めると今回なっております。この原則禁止を廃止するという事になれば、市場の大手量販店との直接取引が今まで以上に拡大して、仲卸を介した取引がなくなる懸念というのもあると思っていますけれども、その心配はないのでしょうか。

価格についても、大手量販店との交渉で言い値となるおそれがあると心配をしますけれども、相場の乱高下が起こる可能性もあると、いろんなことを考えていくと、多分現場というか行政の皆さんのほうでもそんなことも心配をされているんじゃないかというふうに思っています。需要と供給の中で今まで値が決まっていくという形、本来の市場の姿から、生鮮食品であっても工業製品同様の値決め契約ということが、これが加速をしていくタネとなっていくんじゃないかということも予測をされます。

市場も仲卸も自ら荷を引いて販売をするということになるかな。市場と仲卸の垣根がなくなって、荷の取り扱いになると、そういうふうな形ということも混乱してくるんじゃないかというふうに心配をしています。

現在でも原則禁止の第三者販売によって、産地から大手量販店との直接取引も行われているわけですけれども、こういった取引形態がさらに拡大する、大手量販店に荷が集中して、そして、中小のスーパー、八百屋などがどのようになるかということが心配をされています。今でも市場の中で課題とされている部分ではあると思うんですね。

仲卸業が廃業に追い込まれたら、今まで培ってきた目ききの力とよく言われておりますけれども、専門の小売店や料理店やすし店などへ、この目ききの仲卸のそういった目でもって仕入れが進んでいったということも困難になるのではないかと、こういった技術というか経験が繋がっていかないんじゃないかと、そんなことは必要ない時代になってきたのかなとか、そんなことま

で考えてしまいます。

マンパワーが大切というふうに思っておりますが、卸売市場ではなくてはならない力、先ほども豚のことで、ブランドとして三重県の豚は大切。牛もありますけれども、豚も大切。6次産業化もして頑張っているんですが、全体の食製品のブランドというものを育ててきたのは、いろんな方の研究もありますけれども、仲卸業の力も大きかったんじゃないかと。だから、そこは大事だと私は思っています。

リストラに追い込むようなことにはなりませんかと、様々不安を私は申し上げました。日本の農業、漁業の生産と、そして、食生活を支えている卸売市場の機能が損なわれていく、今のままで、従来からのものがそのままでいいとは思いませんけれども、いろいろ進歩はしていかなくちゃいけないと思いますけど、それは心配しています。

市場法の改正の前提は、先ほど狙いをおっしゃいましたけれども、その前提に、やっぱり農家所得、そして漁業者の方の所得の向上が目的であったというふうに思っておりますし、消費者にとってもメリットが感じられるような改正であるように切に願いたいなと思って、この条例改正の内容を見させていただきましたが、なかなか難しい。

時代の変化によって制度の改革は必要ですが、本来の姿に戻った論議を進めていただきたいと、これはある農協の理事が言われております。市場関係者がいない規制改革推進会議で突然打ち出された法改正であって、誰の要求なのかと質問されても、農林水産省が答えられなかったという、この参考人招致でも多くの問題が露呈をしております。これらのことを十分に委員会で審査していただき、慎重審議をしていただくことを期待いたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で、議案第24号から議案第41号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第41号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
27	三重県卸売市場条例案
35	三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
33	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案
34	三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
29	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
36	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
37	工事請負契約について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
28	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
38	訴えの提起（和解を含む。）について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
24	令和元年度三重県一般会計補正予算（第3号）
25	令和元年度三重県一般会計補正予算（第4号）
26	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案
31	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
32	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
39	平成30年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
40	平成30年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

41	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
----	-------------------------

認定番号	件名
1	平成30年度三重県水道事業決算
2	平成30年度三重県工業用水道事業決算
3	平成30年度三重県電気事業決算
4	平成30年度三重県病院事業決算

先議議案の審査期限

- 議長（中嶋年規） この際、お諮りいたします。議案第24号は先議いたしましたので、会議規則第36条第1項の規定により、9月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議員派遣の件

- 議長（中嶋年規） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。
- お諮りいたします。本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議員派遣報告一覧表

1 第19回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和元年11月12日 1日間

(4) 派遣議員 木津 直樹 議員 田中 祐治 議員
野口 正 議員 倉本 崇弘 議員
津村 衛 議員 長田 隆尚 議員
舟橋 裕幸 議員 三谷 哲央 議員
青木 謙順 議員

2 地方議会活性化シンポジウム2019

(1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム2019に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について、他の地方議会議員等と意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和元年11月14日 1日間

(4) 派遣議員 三谷 哲央 議員 中森 博文 議員

○議長（中嶋年規） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。明25日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明25日は、休会とすることに決定いたしました。

9月26日は、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時48分散会